

## 平成24年度「あじ」の輸入割当てについて

上記の件について、下記により輸入割当てを行います。

### 記

#### 【注 意】

- 本輸入割当ては、原則として対外決済を伴う場合を対象としております。本邦から輸出し、無償の委託加工契約により加工した輸入貨物については、「特殊事由による貨物の輸入について（輸入注意事項55第90号）」に基づく申請手続きをしてください。

申請書類の提出時に、書類の審査を行いますので、申請内容をよく理解した方がご来省ください。なお、郵送による申請は原則として認められません。

書類審査においては、申請書類を持参する者の身分確認を行いますので、申請書類を持参する方は、別紙様式6に従い作成した書類1通及び本人を確認できる書類（社員証、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、年金手帳等、本人と確認できるもの。名刺は不可。）を併せてご用意ください。

なお、申請書類の不備等の場合又は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となりますので、十分ご注意ください。

- 保税地域内での水産物輸入割当品目の売買行為は、「輸入割当て枠貸し」防止の観点から、原則として認めていません。（認められる場合については、次のアドレスに掲載されたPDFファイルを参照してください。）

[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/download/import/2006/20060714\\_111\\_im.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/import/2006/20060714_111_im.pdf)

#### 1 輸入割当ての対象となる実行関税率表の番号等、商品名及び数量の表示単位

実行関税率表の番号等	商 品 名	数量の表示単位
0301・99-2 03・02 03・03 03・04 03・05	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけ及び乾燥のあじ並びにあじのフィッシュミール	キログラム

#### 2 輸入割当方式及び輸入割当限度数量

輸 入 割 当 方 式	輸入割当限度数量（メトリック・トン）
商社割当てA1（実績割当て）	30,000
商社割当てA2（追加実績割当て）	35,680
需要者割当て	44,320
漁業者割当て	3,000
先着順割当て	12,000
計	125,000

### 3 原産地

本輸入発表に基づき輸入することができる国又は地域は別表のとおりとする。

### 4 申請受付期間及び受付場所（電子申請手続の申請受付期間については6を参照のこと。）

#### （1）商社割当てA1（実績割当て）

平成24年9月28日の午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時まで

受付場所は、当省本館2階西3：2西3共用会議室

#### （2）商社割当てA2（追加実績割当て）

平成24年10月10日から平成25年7月9日まで（ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前10時から午前11時45分まで

受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課・農水産室申請受付窓口：経済産業省本館14階西8

#### （3）需要者割当て

平成24年9月28日並びに平成24年9月29日から平成24年12月28日までの毎週火曜日及び木曜日（ただし、行政機関の休日を除く。）の午前10時から午前11時45分まで

平成24年9月28日に限り、受付場所は、当省本館2階西3：2西3共用会議室。受付時間は、午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時まで

なお、申請受付2日目以降の受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課・農水産室申請受付窓口：経済産業省本館14階西8

#### （4）漁業者割当て

平成24年10月1日から平成25年9月30日までの毎週火曜日及び木曜日（ただし、行政機関の休日を除く。）の午前10時から午前11時45分まで

受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課・農水産室申請受付窓口：経済産業省本館14階西8

#### （5）先着順割当て

平成24年10月12日から平成25年4月11日まで（ただし、行政機関の休日を除く。）の午前10時から午前11時45分まで

平成24年10月12日に限り、受付場所は、当省本館2階西3：2西3共用会議室

なお、申請受付2日目以降の受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課・農水産室申請受付窓口：経済産業省本館14階西8

### 5 申請者の資格及び申請手続等

#### （1）商社割当てA1（実績割当て）

##### ① 申請者の資格

過去の「あじ」の輸入発表に基づき商社割当てを受けた者であって、次のすべての要件を満たす者

ア 当該輸入割当てにより平成23年7月1日から平成24年6月30日までの期間にあじを自己の名と計算において30トン以上輸入通関した実績を有する者であって、あじを自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。なお、ここでいう輸入通関した実績とは、5の（1）の②の（b）及び（c）の書類によって証

明されたものをいう。)

イ 輸入割当申請数量が30トン以上であること

ウ 平成22年度「あじ」の輸入発表（平成22年9月2日付け輸入発表第8号をいう。）に基づき商社割当てを受けた者にとっては、当該輸入割当てを受けた日から平成24年6月30日までのあじの輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当数量の80%以上（2回以上輸入割当てを受けた者にとっては、各々の輸入割当数量の80%以上）であること（消化実績が80%未満の場合であって、合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。）

② 申請書類（電子申請手続の添付書類については6を参照のこと。）

(a) 輸入割当申請書（2通）

(b) 5の（1）の①のア及びウに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の原本及びその写し

(c) 5の（1）の①のアに示す輸入通関したあじ全量に係る代金の対外決済の事実を証する書類の写し（支払人、受取人（国名を含む）、支払先銀行（国名を含む）及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送状金額及び税関の輸入許可日等を余白に明記すること。）

(d) 5の（1）の①のウに係る輸入割当証明書の写し

(e) 輸入割当期別輸入通関実績集計表（別紙様式1-①（商社割当てA1申請用））

(f) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式2）及びこれに係る添付書類

(g) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）

(h) 代理者が申請手続を行う場合は委任状

(i) その他審査に必要と認められる書類

（注）上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

③ 割当基準

輸入割当申請数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、2の輸入割当限度数量を5の（1）の②又は6の（3）の②により提出された5の（1）の①のアに示す期間に係るあじの輸入通関実績に応じ、あん分して得た数量の範囲内で申請のあった数量を割り当てる。

なお、あん分して得た数量が30トンを下回る場合には、当該輸入割当限度数量の範囲内において、当該輸入割当数量を30トンとする措置を講ずる。

④ その他の注意事項

ア 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着割当てを申請している法人又は個人（既に割当てを取得した者を含む。）と支配関係にある法人又は個人が商社割当てを申請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一の法人又は個人からの重複申請であるとみなし、割当てを行わない。（申請している支配関係にある法人又は個人の全てに対して割当てを行わないこともある。）（ただし、商社割当てA1（実績割当て）を申請している法人又は個人が、申請受付日から9か月以内（合理的な理由があると認められる場合はこの限りではない。）に合併する等の理由により、当該輸入割当てを申請している他の法人又は個人と一時的に「支配関係」となる場合を除く。）

なお、本輸入発表において「支配関係」とは、「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。

イ 本輸入発表に係る輸入割当証明書と当該証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は各々原則6か月である。

- ウ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、毎月10日までに輸入通関実績報告書（別紙様式5）を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出しなければならない。
- エ 輸入通関実績報告書の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。
- オ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び当該割当品目の割当数量を公表する。  
また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表する。

## （2） 商社割当てA2（追加実績割当て）

### ① 申請者の資格

本輸入発表に基づき商社割当てA1（実績割当て）を受けた者若しくは先着順割当てを受けた者又は平成23年度「あじ」の輸入発表（平成23年9月2日付け輸入発表第10号をいう。以下同じ。）に基づき先着順割当てを受けた者（当該先着順割当ての実績に基づき、当該年度に既に商社割当てA2（追加実績割当て）を取得した者は除く。以下同じ。）であって、次のすべての要件を満たす者

- ア 当該輸入割当てにより申請日の前日までにあじを自己の名と計算において輸入通関した実績を有する者であって、あじを自己の名と計算において輸入通関することが確実に認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。なお、ここでいう輸入通関した実績とは、5の（2）の②のアの（b）及び（c）の書類によって証明されたものをいう。）
- イ 当該輸入割当てに基づく申請日前日までの輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当数量の80%以上（2回以上輸入割当てを受けた者にあつては、各々の輸入割当数量の80%以上）であること（平成23年度「あじ」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者の消化実績が80%未満の場合であつて、合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。）
- ウ 本輸入発表に基づき既に商社割当てA2（追加実績割当て）を受けている者にあつては、輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当数量の80%以上であること

### ② 申請書類

ア 本輸入発表に基づき1回目の商社割当てA2（追加実績割当て）を申請する場合

- (a) 輸入割当申請書（2通）
- (b) 5の（2）の①のア及びイに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の原本及びその写し
- (c) 5の（2）の①のアに示す輸入通関したあじ全量に係る代金の対外決済の事実を証する書類の写し（支払人、受取人（国名を含む）、支払先銀行（国名を含む）及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送状金額及び税関の輸入許可日等を余白に明記すること。）
- (d) 5の（2）の①のイに係る輸入割当証明書の写し
- (e) 輸入割当別輸入通関実績集計表（別紙様式1-②（商社割当てA2申請用））
- (f) 自己の名と計算において輸入通関することが確実にであることを証する書類（別紙様式2）及びこれに係る添付書類
- (g) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）
- (h) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (i) その他審査に必要と認められる書類

イ 本輸入発表に基づき2回目以降の商社割当てA2（追加実績割当て）を申請する場合

- (a) 輸入割当申請書（2通）

- (b) 当該輸入割当証明書の写し
- (c) 5の(2)の①のウに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の原本及びその写し
- (d) 輸入割当消化状況報告書(別紙様式4-①(商社割当てA2追加申請用))
- (e) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類(別紙様式2)及びこれに係る添付書類
- (f) 申請書類を持参する者が申請者(代理者が申請手続きを行う場合は代理者)の社員であることを証明する書類(別紙様式6)
- (g) 代理者が申請手続きを行う場合は委任状
- (h) その他審査に必要と認められる書類

(注) 上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

### ③ 割当基準

1 申請者1回当たりの割当数量は500トンを限度とし、申請のあった数量を2の輸入割当限度数量に達するまで申請順に割り当てる。ただし、輸入割当申請書の提出日ごとに午前10時までに受付場所に到着した申請者は同着とみなし、輸入割当申請数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、申請受付後に、抽選により順位を決定し、上位の者から輸入割当限度数量に達するまで輸入割当てを行う。

なお、申請書類の不備等により失格となった場合には、申請順位が次順位の有資格者に輸入割当てを行う。

また、申請受付開始日(平成24年10月10日)に限り、申請受付前に、書類審査を受けることができる者を限定することがある。

### ④ その他の注意事項

ア 委任状による代理者の申請手続きは可能である。ただし、この場合、1人の代理者が複数の申請を取りまとめて行うことは認めていないため、他の申請者の代理者となっていない本人又は代理者が申請する必要がある。

イ 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請している法人又は個人(既に割当てを取得した者を含む。)と支配関係にある法人又は個人が商社割当てを申請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一の法人又は個人からの重複申請であるとみなし、割当てを行わない。(申請している支配関係にある法人又は個人の全てに対して割当てを行わないこともある。)

なお、本輸入発表において「支配関係」とは、「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。

ウ 本輸入発表に係る輸入割当証明書と当該証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は各々原則6か月である。

エ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、毎月10日までに輸入通関実績報告書(別紙様式5)を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出しなければならない。

オ 輸入通関実績報告書の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。

カ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名(会社名)、住所及び当該割当品目の割当数量を公表する。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績(消化実績)についても、別途公表する。

## (3) 需要者割当て

### ① 申請者の資格

水産庁長官から発注限度内示書(以下「内示書」という。)の発給を受けた者から発注を受けた者

- ② 申請書類（電子申請手続の添付書類については6を参照のこと。）
- (a) 輸入割当申請書（2通）
  - (b) 内示書に基づく発注書の原本及びその写し
  - (c) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）
  - (d) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
  - (e) その他審査に必要と認められる書類

（注）上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

- ③ 内示書の交付  
平成24年9月3日付け24水漁第824号「「あじ」発注限度内示書発給要領」に定めるところによる。
- ④ 割当基準  
5の（3）の②又は6の（3）の③により提出された内示書に基づく発注書に記載された数量の範囲内で申請のあった数量を割り当てる。
- ⑤ その他の注意事項
- ア 2以上の団体から発注を受けた申請者は、発注書に記載された数量をまとめて、1申請で提出しなければならない。
  - イ 本輸入発表に係る輸入割当証明書と当該証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は各々原則6か月である。
  - ウ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、「「あじ」発注限度内示書発給要領」に基づき各月の輸入の有無にかかわらず、輸入通関実績報告書等を、各発注者を通じて水産庁漁政部加工流通課へ提出しなければならない。なお、当該報告書の内容については、オに記載する公表のため、水産庁から貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に提供される。
  - エ 輸入通関実績報告書等の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。
  - オ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び当該割当品目の割当数量を公表する。  
また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表する。

#### （4）漁業者割当て

- ① 申請者の資格  
漁業に関する協定等に基づき外国の沿岸水域で漁業を営む者、その者が直接若しくは間接の構成員となっている団体であって、水産庁長官が認めた者又は当該団体から発注を受けた者
- ② 申請書類（電子申請手続の添付書類については6を参照のこと。）
- ア 漁業を営む者又はその者が直接若しくは間接の構成員となっている団体
    - (a) 輸入割当申請書（2通）
    - (b) 水産庁長官から認められたことを証する書類の原本及びその写し
    - (c) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）
    - (d) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
    - (e) その他審査に必要と認められる書類

イ 当該団体から発注を受けた者

- (a) 輸入割当申請書（2通）
- (b) 当該団体からの発注書の原本及びその写し
- (c) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）
- (d) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (e) その他審査に必要と認められる書類

（注）上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

③ 割当基準

5の（4）の②又は6の（3）の④により提出された水産庁長官が認めたことを証する書類又は発注書に記載された数量の範囲内で申請のあった数量を割り当てる。

④ その他の注意事項

ア 本輸入発表に係る輸入割当証明書と当該証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は各々原則6か月である。

イ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、輸入通関実績報告書等を、各発注者を通じて水産庁漁政部加工流通課へ提出しなければならない。なお、当該報告書の内容については、エに記載する公表のため、水産庁から貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提供される。

ウ 輸入通関実績報告書等の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。

エ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び当該割当品目の割当数量を公表する。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表する。

（5）先着順割当て

① 申請者の資格

5の（1）、（3）又は（4）のいずれかを申請する者及び5の（2）による輸入割当てを受けることが確実な者以外の者であって、次のすべての要件を満たす者

ア 申請受付1日目（平成24年10月12日）に申請する者にあつては、平成23年7月1日から平成24年6月30日までの期間に実行関税率表第1部から第4部までに属する貨物（食料品に限る。）を10万米ドル以上を自己の名と計算において輸入通関した実績を有し、あじを自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。）

イ 申請受付2日目（平成24年10月15日）以降に申請する者にあつては、平成23年7月1日から申請日の前日までの期間に実行関税率表第1部から第4部までに属する貨物（食料品に限る。）を自己の名と計算において輸入通関した実績（10万米ドル未満であっても可）を有し、あじを自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。）

ウ 本輸入発表日（平成24年9月3日）以降にあじの輸入契約を締結していること

エ 当該輸入契約に基づき、申請受付開始日（平成24年10月12日をいう。以下同じ。）を起算として1か月の間に申請した者については、輸入割当てを受けた日から9か月（ただし、申請受付開始日から1か月以上経過した後に申請した者の通関期間については、1か月经過するごとに1か月ずつ短縮する。）以内に輸入通関することが確実であると認められること

オ 平成23年度「あじ」の輸入発表（平成23年9月2日付け輸入発表第10号をいう。）に基づき先着順割当てを受けた者にあつては、輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当

数量の80%以上（2回以上輸入割当てを受けた者にあつては、各々の輸入割当て数量の80%以上）であること（消化実績が80%未満の場合であつて、合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。）

カ 本輸入発表に基づき既に先着順割当てを受けている者にあつては、当該輸入割当てを既に消化（当該輸入割当てに基づき輸入通関したことをいう。）しているか又は消化する見込みがあること

## ② 申請書類

ア 本輸入発表に基づき1回目の先着順割当てを申請する場合

- (a) 輸入割当て申請書（2通）
- (b) 申請に係る輸入契約書（契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、船積地、船積予定日及び契約発効条件（輸入割当てを受けた場合発効する旨）が明記されているもの。ただし、ファックスは認めない。）の原本及びその写し
- (c) 5の（5）の①のア又はイに示す輸入通関した実績を証する書類で次のいずれかのもの
  - ・ 輸入承認証の原本及びその写し
  - ・ 輸入許可通知書の写し
- ※ 航空又は海上貨物通関情報処理システム以外により輸入申告を行った者にあつては、輸入申告書（税関の輸入許可通知書を含む。）の原本及びその写し
- (d) 5の（5）の①のア又はイに示す輸入通関した実績に係る貨物の輸入者（申請者）あてのインボイスの写し（ただし、輸入承認証の原本及びその写しを提出する場合は不要。）
- (e) 5の（5）の①のア又はイに示す輸入通関した実績に係る貨物の航空運送状（AWB）又は船荷証券（B/L）の写し（ただし、輸入承認証の原本及びその写しを提出する場合は不要。）
- (f) 5の（5）の①のア又はイについての輸入通関実績表（別紙様式3）
- (g) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式2）及びこれに係る添付書類
- (h) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）
- (i) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (j) その他審査に必要と認められる書類

（注1）以上に掲げる書類の提出がない場合は、当該先着順割当てを行わないことがある。

（注2）上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

イ 本輸入発表に基づき2回目以降の先着順割当てを申請する場合

- (a) 輸入割当て申請書（2通）
- (b) 申請に係る輸入契約書（契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、船積地、船積予定日及び契約発効条件（輸入割当てを受けた場合発効する旨）が明記されているもの。ただし、ファックスは認めない。）の原本及びその写し
- (c) 当該輸入割当て証明書の写し
- (d) 輸入割当て消化状況報告書（別紙様式4-②（先着順割当て追加申請用））
- (e) 当該消化状況を証する書類
  - ・ 既に消化しているものについては、輸入承認証の原本及びその写し
  - ・ 消化する見込みがあるものについては、当該輸入契約書及びインボイス（船積予定日、到着予定日等の輸入予定時期が記載されているもの。）の写し
- (f) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式2）及びこれに係る添付書類
- (g) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）

- (h) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (i) その他審査に必要と認められる書類

(注1) 以上に掲げる書類の提出がない場合は、当該先着順割当てを行わないことがある。  
(注2) 上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

### ③ 割当基準

1 申請者 1 回当たりの割当数量は 300 トンを限度とし、契約数量の範囲内で申請のあった数量を 2 の輸入割当限度数量に達するまで申請順に割り当てる（既に先着順割当てを受けている者にとっては、原則として当該輸入割当ての未消化分の数量を除いた数量を割り当てる。）。ただし、輸入割当申請書の提出日ごとに午前 10 時までに受付場所に到着した申請者は同着とみなし、輸入割当申請数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、申請受付後に、抽選により順位を決定し、上位の者から輸入割当限度数量に達するまで輸入割当てを行うこととする。

なお、申請書類の不備等により失格となった場合には、申請順位が次順位の有資格者に輸入割当てを行う。

また、申請受付開始日に限り、申請受付前に、書類審査を受けることができる者を限定することができる。

### ④ その他の注意事項

ア 申請受付開始日を起算として 1 か月の間に申請した者については、輸入割当てを受けた日から 9 か月（ただし、申請受付開始日から 1 か月以上経過した後申請した者の通関期間については、1 か月経過するごとに 1 か月ずつ短縮する。）以内に輸入通関しなければならない。

イ 先着順割当ては、申請時に提出された輸入契約書の内容に基づき輸入割当証明書を交付するものである。

このため、提出した輸入契約書の内容が変更された場合は、変更後の契約書の原本及びその写しを輸入通関前に貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出し、確認を受けた上で、変更の内容に応じて輸入承認証等の内容変更の申請手続等を行わなければならない。

ただし、提出した輸入契約書に記載された契約相手方とは異なる者と交わした輸入契約は、合理的な理由がある場合を除き、変更契約とは認められない。

また、申請時に提出した輸入契約書又は変更の確認を受けた輸入契約書とは別の契約による輸入通関が判明した場合、当該輸入通関分については、本輸入発表に基づく輸入割当てに関する輸入通関実績とは認められない。

ウ アに示す期間に当該輸入割当証明書のⅡに記載された数量の全部又は一部を輸入通関しなかった場合は、輸入承認証の有効期間満了日から 10 日以内に当該輸入割当証明書の原本、輸入承認証の写し及びその理由を記載した書面（不使用報告書）を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出しなければならない。

なお、輸入通関実績（消化実績）が輸入割当数量の 80%未満（2 回以上輸入割当てを受けた者にとっては、いずれかの輸入通関実績（消化実績）が輸入割当数量の 80%未満）の場合であって、合理的な理由がないと認められるときには、次年度の先着順割当ては受けられない。

エ 委任状による代理者の申請手続は可能である。ただし、この場合、1 人の代理者が複数の申請を取りまとめて行うことは認めていないため、他の申請者の代理者となっていない本人又は代理者が申請する必要がある。

オ 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請している法人又は個人（既に割当てを取得した者を含む。）と支配関係にある法人又は個人が先着順割当てを申請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一の法人又は個人からの重複申請であるとみなし、割当てを行わない。（申請している支配関係にある法人又は個人の全てに対して割当てを行わないこともある。）

なお、本輸入発表において「支配関係」とは、「発行済株式総数若しくは出資総額の 2

分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。

カ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、毎月10日までに輸入通関実績報告書（別紙様式5）を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出しなければならない。

なお、輸入通関の実績がある場合は、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写し及び代金の対外決済の事実を証する書類の写し（支払人、受取人（国名を含む）、支払先銀行（国名を含む）及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送状金額及び税関の輸入許可日等を余白に明記すること。）を併せて提出する。

キ 輸入通関実績報告書及び添付書類の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。

ク 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び当該割当品目の割当数量を公表する。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表する。

## 6 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続（商社割当てA1（実績割当て）、需要者割当て及び漁業者割当てを申請する場合に限る。）

電子申請を行う場合には、輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「輸入規則」という。）の規定による「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号。以下「運用通達」という。）及び「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け平成22・02・04貿局第2号・輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）の規定を準用すること。

なお、この場合においては、以下に注意すること。

### （1）申請時に必要となる情報

① 品目コード

HM

② 申請受付窓口及び申請部署コード

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室      S A E

### （2）申請受付期間

① 商社割当てA1（実績割当て）

平成24年9月28日

② 需要者割当て

平成24年9月28日から平成24年12月28日

③ 漁業者割当て

平成24年10月1日から平成25年9月30日まで

（注1）申請データの経済産業省への到着が平日の午後5時を過ぎた場合は、その日の申請とはみなさず、翌営業日から申請データの確認を行うものとする。

（注2）申請受付最終日の午後5時までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとする。

### (3) 添付書類

- ① 運用通達に規定する別紙参考様式第1による、申請者本人が申請にあたって提出すべき書類は原本と相違ないことを誓約した書類（以下「原本証明書」という。）
- ② 商社割当てA1（実績割当て）を申請する場合
  - (a) 5の(1)の①のア及びウに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書
  - (b) 5の(1)の①のアに示す輸入通関したあじ全量に係る代金の対外決済の事実を証する書類の写し（支払人、受取人（国名を含む）、支払先銀行（国名を含む）及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送状金額及び税関の輸入許可日等を余白に明記すること。）
  - (c) 5の(1)の①のウに係る輸入割当証明書の写し
  - (d) 輸入割当期別輸入通関実績集計表（別紙様式1-①（商社割当てA1申請用））
  - (e) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式2）及びこれに係る添付書類
  - (f) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
  - (g) その他審査に必要と認められる書類
- ③ 需要者割当てを申請する場合
  - (a) 内示書に基づく発注書及びこれに係る原本証明書
  - (b) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
  - (c) その他審査に必要と認められる書類
- ④ 漁業者割当てを申請する場合
  - ア 漁業を営む者又はその者が直接若しくは間接の構成員となっている団体
    - (a) 水産庁長官から認められたことを証する書類及びこれに係る原本証明書
    - (b) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
    - (c) その他審査に必要と認められる書類
  - イ 当該団体から発注を受けた者
    - (a) 当該団体からの発注書及びこれに係る原本証明書
    - (b) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
    - (c) その他審査に必要と認められる書類
- ⑤ 添付書類等を申請受付窓口へ郵送又は提出する場合には、運用通達に規定する別紙参考様式第2による送り状
- ⑥ 輸入規則別表第2で定める輸入割当証明書の交付を希望する場合には、運用通達に規定する交付依頼書（様式自由）

### (4) その他

新たに電子申請を行うことを希望する者は、「特定手続等に係る申請者の届出について」（平成12年3月23日付け平成12・03・15貿局第2号・輸出注意事項12第12号・輸入注意事項第12第7号）に従い、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社からNACCS利用者IDを取得した上で、次の窓口に必要な届け出を行うこと。

<電子申請届出受付窓口>

貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課（システム管理係）

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話 03（3501）0538

ホームページ <http://www.meti.go.jp/policy/jetras/ejetraaj.html>

**7 本輸入発表に関する問い合わせ先**

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室（水産班）

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話 03（3501）1511 内線 3261

ホームページ [http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/import/wariate/suisanbutsuhappyo.htm](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/import/wariate/suisanbutsuhappyo.htm)

「あじ」の輸入割当期別輸入通関実績集計表

住 所

会 社 名

(平成 年 月 日現在)

単位：k g

年 度 別		平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	合 計
区 分				
①	輸入割当年月日			
②	輸入割当証明書番号			
③	輸入割当数量			
④	輸入承認数量			
⑤	平成 2 3 年 6 月 3 0 日までの輸入通関実績累計			
輸 入 通 関 実 績	平成 2 3 年 7 月分			
	8 月分			
	9 月分			
	1 0 月分			
	1 1 月分			
	1 2 月分			
	平成 2 4 年 1 月分			
	2 月分			
	3 月分			
	4 月分			
	5 月分			
	6 月分			
	⑥	合 計 (平成 2 3 年 7 月 ~平成 2 4 年 6 月)		
⑦	輸入通関実績総計 (⑤+⑥)			
⑧	輸入消化率 (⑦÷③=%)			

(注) 用紙は、A 列 4 番横長とすること。

「あじ」の輸入割当期別輸入通関実績集計表

住 所  
会 社 名

(平成 年 月 日現在)

単位 : k g

区 分		年 度 別	平成 2 3 年度 (先着順割当て)	平成 2 4 年度 (商社割当て A 1)	平成 2 4 年度 (先着順割当て)
① 輸入割当年月日					
② 輸入割当証明書番号					
③ 輸入割当数量					
④ 輸入承認数量					
輸 入 通 関 実 績	平成 2 3 年 1 0 月分				
	1 1 月分				
	1 2 月分				
	平成 2 4 年 1 月分				
	2 月分				
	3 月分				
	4 月分				
	5 月分				
	6 月分				
	7 月分				
	8 月分				
	9 月分				
	1 0 月分				
	1 1 月分				
	1 2 月分				
	平成 2 5 年 1 月分				
⋮					
⑤ 合計 (平成 2 3 年 1 0 月 ~平成 年 月)					
⑥ 輸入消化率 (⑤÷③=%)					

(注) 用紙は、A 列 4 番横長とすること。

〔別紙様式2〕

「あじ」を自己の名と計算において輸入通関することが確実にあることを証する書類

項 目	あ じ			
(1) 社 名				
(2) 登記簿上の住所 〔ビル名・階数明記〕				
(3) 実際の営業場所 (同上)				
(4) 電 話 番 号				
(5) 代 表 者	氏 名	専従、非専従 の別	非専従の場合 〔兼職先の名称 及び兼職先 における役職名〕	兼職先のあ じの輸入割 当ての有無
		専・非		有・無
(6) そ の 他 の 役 員		専・非		有・無
		専・非		有・無
(7) 専 従 の 職 員 数	名	(8) 決算時期 月 ~ 月		
(9) あじの担当の役員及び職員の 氏名	(担当役員氏名)		(担当職員氏名)	
(10) 株主構成 〔持株数の順上 位5名を記載〕	氏 名	持株数	持株数の 総株数に 占める比 率	企業である場合に は、あじの輸入割当 ての有無
			%	有・無
(11) あじの輸入代金の決済方法 〔①、②、③、④のいずれか に○をつけること〕	① L/C (開設銀行： 開設依頼人： ) ② T/T ④ その他 ③ B/C			
(12) 国内販売予定先	社 名	種 別	数 量	

(以下は記入しないこと)

法人登記	可・否	役員構成	可・否〔親会社〕	ホルダー 非ホルダー
独立の事務所	可・否	株主構成	可・否〔親会社〕	ホルダー 非ホルダー
専従の役職員	可・否			
独立の会計処理	可・否	判定	可・否	〔1 会社としての実体なし 2 他のホルダーの支配あり〕

- (注) 1 (5)、(6)及び(7)の欄における「専従」とは、他社の役員又は職員を兼務しておらず、当該企業の職務のみに従事することをいう(ただし、兼務先において、非常勤かつ無給の場合は専従とみなす。)
- 2 (12)の欄における種別には、加工業者、卸売業者、仲卸業者、デパート又はスーパー、その他の別を記載すること。
- 3 株式上場会社にあつては(6)の欄はあじの担当役員のみ記せばよい。
- 4 用紙は、A列4番縦長とすること。
- 5 (6)及び(12)の欄については書ききれない場合は別紙にしてもよい。

〔添付書類(各1部)〕

① 法人の場合

(株式上場会社)

- ・ 直近1か年の有価証券報告書(なお、ホームページに掲載されている場合には、そのアドレスを記した書類により代用することができる。)

(その他の法人)

- ・ 法人の登記簿謄本の写し
- ・ 事務所建物の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- ・ 法人税に係る直近の確定申告で税務署に提出した確定申告書のうち別表一の写し
- ・ 直近1か年の決算報告書

※ 商社割当てA1(実績割当て)を申請する場合であつて、申請受付日から9か月以内に合併する等の理由により、他の商社割当てA1(実績割当て)の申請者と一時的に支配関係(「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。)となるときは、当該申請者と支配関係にあることを証する書類及び当該期間内に合併等を行う旨を証する書類を提出すること。

② 法人以外の場合

- ・ 申請者本人の住民票の写し
- ・ 事務所建物若しくは自宅の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- ・ 所得税確定申告書等の写し又は所得証明書の写し

ただし、今回提出する添付書類について、当該申請から1年以内の他の輸入割当申請時に、既に提出しているもの同一の場合には、当該書類については、他の輸入割当申請時に提出した旨(「輸入割当品目」、「割当方式」及び「割当申請日」を必ず記載のこと)を記載した理由書により代用することができる。

[別紙様式3]

輸 入 通 関 実 績 表 (平成23年7月1日から平成 年 月 日まで)

住 所  
会 社 名

輸入承認証(I/L)又は輸入許可通知書		輸 入 通 関 実 績			
輸入承認証番号 又は申告番号	通 関 金 額	通関年月日	商 品 名	数 量	金 額
				キログラム	米ドル
合 計					

(注) 1 輸入通関実績の「金額」の欄は以下により記載すること。

- ① 輸入許可通知書の通関金額が米ドル以外の表示の場合は、通関時のレートで換算し、米ドル表示にすること。
- ② 輸入承認証(数量により輸入割当てが行われたもの)の通関金額が米ドル以外の表示の場合は、通関時のレートで換算し、米ドル表示にすること。
- ③ 輸入承認証(金額により輸入割当てが行われたもの)の通関金額が米ドル以外の表示の場合は、当該輸入承認証の承認日に適用された月レート(外国為替の取引等の報告に関する省令第35条第2号の規定に基づく「日本銀行において公示する相場」)で換算し、米ドル表示にすること。

2 用紙は、A列4番横長とすること。

[別紙様式4-①] (商社割当てA2追加申請用)

「あじ」輸入割当消化状況報告書

住 所  
会 社 名

(平成 年 月 日現在)

単位：kg

割当方式		商社割当てA2
区 分		
① 輸入割当年月日		
② 輸入割当証明書番号		
③ 輸入割当数量		
④ 輸入承認数量		
⑤ ④÷③=%		
輸 入 通 関 実 績	平成24年 10月分	
	11月分	
	12月分	
	平成25年 1月分	
	2月分	
	3月分	
	4月分	
	5月分	
	6月分	
	7月分	
⑥ 合計(平成24年10月 ~平成 年 月)		
⑦ 輸入消化率 (⑥÷③=%)		

(注) 用紙は、A列4番横長とすること。

[別紙様式 4-②] (先着順割当て追加申請用)

「あじ」輸入割当消化状況報告書

住 所  
会 社 名

(平成 年 月 日現在)

単位：kg

	輸入割当証明書 (IQ)			輸入承認証 (I/L)		I/L 未振替		輸入通関実績		I/L 振替後		⑧ 失 効 数 量 計 (③ + ⑥)	⑨ 有 効 残 量 計 (④ + ⑦)	⑩ ⑨のうち 契約数量	⑪ 今回申請 に係る契 約数量	⑫ 不 足 数 量  (⑪ - (⑨ - ⑩))
	割 当 年 月 日 及 び 有 効 期 限	割 当 証 明 書 番 号	① 数 量	承 認 年 月 日 及 び 有 効 期 限	② 数 量	③ 失 効 数 量	④ 有 効 残 量	年 月 日	⑤ 数 量	⑥ 失 効 数 量	⑦ 有 効 残 量					
先 着 順 割 当 て	①															
	②															
	③ . . .															
合計																

(注) 用紙は、A列4番横長とすること。

〔別紙様式5〕

「あじ」の輸入通関実績報告書

割当証明書番号	HM - (AE) - 12 -
割当方式 (該当を○囲み)	商社A1 ・ 商社A2 ・ 先着順
割当日	平成 年 月 日
割当数量 (KGS) (A)	

提出年月日 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 会 社 名 \_\_\_\_\_  
 担 当 者 名 \_\_\_\_\_  
 電 話 \_\_\_\_\_  
 F A X \_\_\_\_\_

年	原産地	通関実績												年計 (1~12月)	累計 (B)	残量 (A)-(B)	消化率 (%) (B)/(A)
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				
	全体																
	うち 日本産																
	全体														(前年からの累計)		
	うち 日本産																
	全体														(前々年からの累計)		
	うち 日本産																

※先着順割当てにあつては、次の2種類の書類を添付してください。

有効・失効の別 (該当を○囲み)	有効 ・ 失効
---------------------	---------

※失効とは次のいずれかの場合

- ①割当数量全量を消化した(消化率100%)場合
- ②I/Lの有効期限が到来した場合

輸入承認証(I/L)の写しの添付 (無の場合は理由を記入のこと)	有 ・ 無 ( )
対外決済を証する書類の添付 (無の場合は理由を記入のこと)	有 ・ 無 ( )

※各月の輸入の有無にかかわらず、毎月10日までに郵送にて提出してください。

提出先： 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部農水産室 水産班宛て

(注)用紙は、A列4番横長とすること。

〔別紙様式6〕

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者名  
記名押印  
又は署名  
資 格

下記の者は当社の社員であることを証明し、平成24年9月3日付け輸入発表第9号に基づく、「あじ」の輸入割当てを申請します。

なお、下記の者が当社の社員以外の者と判明した場合には、いかなる措置を講じられても異存ありません。

記

役職名

氏 名

(注) 用紙は、A列4番縦長とすること。

(別表)

## 原産地一覧表

(アジア州)

アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラン、インド、インドネシア、オマーン、カンボジア、クウェート、サウジアラビア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、トルコ、日本、バーレーン、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ヨルダン、香港、マカオ

(ヨーロッパ州)

アイスランド、アイルランド、アルバニア、イタリア、英国、エストニア、オランダ、キプロス、ギリシャ、グルジア、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、フェロー諸島

(北アメリカ州)

アメリカ合衆国、アンティグア・バーブーダ、エルサルバドル、カナダ、グアテマラ、グリーンランド、グレナダ、コスタリカ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バルバドス、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ

(南アメリカ州)

アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、ガイアナ、キューバ、コロンビア、スリナム、チリ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、フォークランド諸島、仏領ギアナ

(アフリカ州)

アンゴラ、エジプト、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、ジブチ、セネガル、タンザニア、チュニジア、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ブルキナファソ、ベナン、マダガスカル、南アフリカ共和国、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、モロッコ

(大洋州)

オーストラリア、キリバス、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア、北マリアナ諸島(米)、グアム(米)、クック諸島、その他のオーストラリア領、トケラウ諸島、ニウエ島、ニューカレドニア(仏)、仏領オセアニア、仏領ポリネシア、米領オセアニア、米領サモア

「あじ」発注限度内示書発給要領

平成24年9月3日付け輸入発表第9号に基づく「あじ」の発注限度内示書（以下「内示書」という。）の発給は、下記によって行う。

記

1. 内示書の発給

- (1) 内示書発給申請書の提出先  
水産庁漁政部加工流通課  
電話 03-3501-1961  
FAX 03-3591-6867
- (2) 内示書発給申請書の提出期限  
平成24年9月18日
- (3) 内示書発給申請資格者  
全国水産加工業協同組合連合会  
北海道水産物加工協同組合連合会  
全国珍味商工業協同組合連合会  
全国給食事業協同組合連合会  
全国漁業協同組合連合会  
全国蒲鉾水産加工業協同組合連合会  
一般社団法人全国まき網漁業協会
- (4) 提出書類  
発注限度内示書発給申請書 1部  
配分先計画書（別紙様式1） 1部
- (5) 内示書の発給基準  
① 申請数量が内示書発給予定数量の範囲内のときは、申請数量によって発給する。  
② 申請数量が内示書発給予定数量を超えるときは、発給予定数量によって発給する。
- (6) その他の事項  
① 本要領により内示書の発給を受けた者は、当該輸入あじの取扱いについて水産庁長官の指示に従わなければならない。  
② 本要領により水産庁長官が必要と認めるときは、(4)に掲げる書類以外の書類の提出を求めることがある。

2. 発注方法等

- (1) 内示書の発給を受けた者は、以下の方法で発注を行わなければならない。
  - ① 加工業者等の要望等に基づき、原材料としてあじを供給するため、輸入商社等に対して発注を行うこと。
  - ② 発注を行うに当たっては、発注を受ける者が自ら輸入通関することが確実であると認められることを、有価証券報告書又は法人の登記簿謄本等により確認すること。また、過去の「あじ」の輸入発表に基づき需要者割当てを受けた者については、3.の実績報告が提出されていることを確認すること。
  - ③ 平成22年度「あじ」の輸入発表（平成22年9月2日付け輸入発表第8号）に基づき需要者割当てを受けた者のうち、当該輸入割当てを受けた日から平成24年6月30日までにあじの輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当て数量の80%未満の者について、合理的な理由がないと認められる場合は、今年度の発注数量は当該輸入通関実績（消化実績）を上限とする。
- (2) 内示書の発給を受けた者は、必要に応じて修正した配分先計画書とともに、別紙様式2により商社別発注数量を水産庁へ提出することとする。

### 3. 実績報告

- (1) 内示書の発給を受けた者から発注を受けた者は、輸入の有無にかかわらず、毎年1月、4月、7月及び10月の各月10日までに、前3ヶ月分の輸入通関実績をまとめて、発注元である内示書の発給を受けた者へ提出することとする。また、内示書の発給を受けた者は、当該輸入通関実績を取りまとめの上、別紙様式3により同月15日までに水産庁へ提出することとする。なお、当該報告書の内容については、「平成24年度「あじ」の輸入割当てについて」（平成24年9月3日付け輸入発表第9号）5の（3）の⑤のオに記載する公表のため、水産庁から経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に提供される。
- (2) 内示書の発給を受けた者は、毎年、6月末までの割当年度ごとの輸入通関実績等を、7月15日までに別紙様式4及び5により水産庁に提出することとする。
- (3) (1)において、発注を受けた者は、輸入通関実績がある場合は、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写しを併せて提出することとする。これを受けて、発注元である内示書の発給を受けた者は、確実に輸入通関が行われたことを確認の上、(1)の書類と併せて水産庁に提出することとする。
- (4) 発注を受けた者は、輸入通関実績に係る提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てが行われないことがある。



**需要者割当内示書発給申請用**

平成 年 月 日

水産庁長官 殿

団体名 印

平成24年度 「あじ」商社別発注数量

平成24年9月3日付け24水漁第824号により当団体宛に発給された「あじ」発注限度内示書に係る発注を以下のように行います。

発注年月日	発注先商社名	発注数量(額)
	合 計	

需要者割当内示書発給申請用

「あじ」輸入通関実績報告書  
平成 年 月 分

団体名

(1)年度別消化状況	割当年度/期	22年度	23年度	24年度	合計
割当数量					
輸入通関実績	既報告分				
	今回報告分				
計					
失効					
差し引き有効数量					

(2)平成 年 月の輸入通関実績

輸入者	割当年度	IQ番号	有効・失効の別	品名	通関年月日	通関数量(kg)	通関金額	輸入先国	
小計	22年度								
						小計			
	23年度								
						小計			
24年度									
					小計				
小計									
合計				小計					
				合計					

<b>需要者割当内示書発給申請用</b>
----------------------

平成 年 月 日

水産庁長官 殿

団体名 印

## 平成 年度「あじ」輸入通関実績

平成 年 月 日付け 水漁第 号により当団体宛に発給された「あじ」発注限度内示書に係る実績を以下のとおり報告します。

発注商社名	販売先	数量
	合 計	

注) 配分先は加工業者単位で記入すること。

需要者割当内示書発給申請用

「あじ」商社別消化実績

団体名

単位:kg

発給年度 団体への割当量	平成22年度				平成23年度				平成24年度			
	発注量	使用量	失効	有効残量	発注量	使用量	失効	有効残量	発注量	使用量	失効	有効残量
商社名												
合計	0	0.00	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0.00